○財務省厚生労働省農林水産省令第三号

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）を実施するため、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく立入調査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

財務大臣　鈴木　俊一

厚生労働大臣　後藤　茂之

農林水産大臣　金子原二郎

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく立入調査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第三十八条第一項及び第二項並びに第三十九条第一項の規定に基づく立入調査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年財務省厚生労働省農林水産省令第一号）第三十三条の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。